

児童自立支援施設設置の背景

- 「堺市マスター・プラン～さがい未来・夢コンパス～」において、「子育てのまち堺・命のつながりへの挑戦！」として、「困難を抱えた子どもの社会的自立」を達成目標に、本施設の整備を位置づけている。
- 本市の子どもは、本市内で、市のさまざまな社会資源を活用して、市民との協働により自立を支援する。
- 昭和36年を最後に児童自立支援施設の新規設置はなく、本市が約50年ぶりに新たに施設設置を行う。

児童自立支援施設とは

児童福祉法第44条に定められた施設

- 【対象】
・不良行為をなし、又はなすおそれのある児童
・家庭環境その他の環境上の理由(被虐待、発達障害、いじめ、不登校等)により生活指導等を要する児童
- 【目的】
・入所又は通所により、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援
・退所した児童の相談その他の援助

全国の設置状況

- 児童自立支援施設は、政令指定都市の義務設置施設
- 全国に58施設
(国立2、都道府県立50、政令指定都市立4、社会福祉法人立2)
- 政令指定都市では、横浜市、名古屋市、大阪市、神戸市の4市が設置
(他の政令指定都市は都道府県との委託協定で対応)
- 昭和36年設置の国立きぬ川学院(栃木県)以後、新たに設置された施設はない

これまでの経緯及び現状

- 政令指定都市移行にあたり、平成18年度から平成22年度までの間、児童自立支援施設に関する事務を委託する協定を大阪府と締結
- 府立修徳学院の入所者数が定員に近い状態が続いている、すぐに入所できない状況があり、早急な施設整備が必要
- 平成23年4月に協定を1年間延長

施設整備の方向性

基本方針

一人ひとりの課題に応じた指導・支援ができる体制づくり

- ・あらゆる場面で密なかかわりにより、児童との信頼関係を構築
- ・治療的・心理的なプログラムが実施できる体制を整備
- ・保護者、学校、地域との目標を共有、各々が自立に向けて努力できる環境づくり
- ・子ども相談所等、関係機関間の役割分担と連携の強化

地域とつながりのある施設運営

- ・地域の人的資源の活用
- ・地域での活動への児童の参加

退所後の地域生活における受入環境と支援体制の構築

- ・家庭に対する積極的な働きかけ
- ・入所児童の居住する地域の関係者、関係機関との連携

想定する施設の概要

機能

対象・定員

【施設の入所対象者】
小学校高学年～中学生

【入所定員】
30名(男20名、女10名)

(参考) 大阪府立修徳学院等への
本市の小中学生の入所児童数の推移

	18 年 度	19 年 度	20 年 度	21 年 度	22 年 度
男	13	12	9	15	15
女	5	5	5	3	6
合計	18	17	14	18	21

(各年度3月1日現在)

自立支援機能

■施設における指導機能

生活指導	入所時における支援、自立支援計画の策定・実施
学習指導	学校の授業以外の学習サポート
職業指導	働く体験機会づくり
治療的機能 心理支援機能	発達障害や被虐待経験を有する児童の治療的支援、精神的・心理的ケア

■退所に向けた支援機能

家庭支援 家庭環境の調整	保護者に対する支援・調整
アフターフォロー	退所時の学校や家庭との調整、定期的な家庭訪問などによる退所後のフォロー

■指導・支援体制のレベル向上機能

地域交流	学校教育サポートやクラブ活動指導等での地域の人的資源の活用等
人材育成	専門性の向上、職種を超えた知識の習得等

学校教育機能

- 施設内に、中学校及び小学校の分校又は分教室を設置
- 施設と連携し、生活場面と学習場面で一貫性のある指導を実施
- 退所後の地域生活を支えるため、入所児童の入所前の在籍校と密接に連携